

別記第 2

勸 告

本委員会は、別記第 1 における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

各給料表については、別表のとおり改定すること。

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（その職務の級および号給が次の表の職務の級欄および号給欄に掲げる職務の級および号給であるものを除く。）にあつては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

給 料 表	職 務 の 級	号 給
行政職給料表	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から24号給まで
	3 級	1号給から8号給まで
警察職給料表	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から44号給まで
	3 級	1号給から32号給まで
	4 級	1号給から16号給まで
研究職給料表	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
医療職給料表(2)	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
	3 級	1号給から16号給まで
	4 級	1号給から4号給まで

医療職給料表(3)	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から40号給まで
	3 級	1号給から16号給まで
	4 級	1号給から4号給まで
福祉職給料表	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から28号給まで
	3 級	1号給から4号給まで
高等学校等教育職給料表	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
	特2級	1号給から4号給まで
小学校および中学校等 教育職給料表	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から44号給まで
	特2級	1号給から4号給まで
特定任期付職員に適用される 給料表	-	1号給
第1号任期付研究員に適用 される給料表	-	1号給

(2) 諸手当

ア 住居手当については、自らの所有に係る住宅に居住している職員に対する手当の月額を2,200円とし、単身赴任手当を支給される職員で、その所有に係る住宅に配偶者が居住している職員に係る手当の月額を1,100円とすること。

イ 期末手当および勤勉手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 平成21年12月期以降の支給割合

a bおよびc以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.5月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.7月分とすること。再任用職員については、同月に支給する期末手当の支給割合を0.8月分とすること。

b 特定幹部職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.7月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

(イ) 平成22年度6月期以降の支給割合

a bおよびc以外の職員

6月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.7月分とすること。再任用職員については、同月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分および0.85月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.35月分とすること。

b 特定幹部職員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分および1.3月分とし、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。再任用職員については、6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.55月分および0.75月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.45月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

6月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、(2)イ(1)については、平成22年4月1日から実施すること。